

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和6年12月9日（月曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

- 1) 議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、
総務文教委員会所管分
- 2) 議案第81号 羽生市情報公開条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第85号 羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部
を改正する条例

第 3 閉 会

出席委員（7名）

齋 藤 万紀子	委員（委員長）	田 口 さとる	委員（副委員長）
小 林 誠 弥	委員	小野田 和 男	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
島 村 勉	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	佐 藤 康 夫	総 務 課 長
島 村 信 久	企画財務部長	佐 藤 将 史	財 政 課 長
福 地 光 宏	経済環境部長	今 成 義 暢	商 工 課 長
橋 本 良 典	学校教育部長	米 花 竜 二	教育総務課長
亀 村 陽 子	学校教育課参事	新 井 和 典	生涯学習部長

根 岸 剛 ス ポ ー ツ
振 興 課 長

事務局出席者

鈴 木 日出夫 議会事務局長 原 田 誠 議事調査係長

午前 9時30分 開 会

○斎藤万紀子委員長 おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開きます。

これより会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。

本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムに登録の日程によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 おはようございます。

総務部長の栗原でございます。

先週の本会議では、大変お世話になりました。ありがとうございました。

本日は、議案第81号 羽生市情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）の審査でお世話になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議案説明のため出席している職員を紹介いたします。

総務課長の佐藤でございます。

○佐藤康夫総務課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第81号 羽生市情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めて、おはようございます。

本日はよろしくお願いします。

恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

それでは、議案第81号 羽生市情報公開条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

本案は、条例の規定により、紙媒体での公開に限っていた情報公開の対応を、今後はCD-Rのような電磁的記録媒体に電子データを格納して交付ができるよう、請求者の利便性、選択肢を広げるため、案文のとおり改めようとするものでございます。

昨今は、情報化の進展により、請求者から電子データでの交付を求める声を頂戴しております。また、他の市町村へ調査を行なったところ、県内、既に多くの自治体が電子媒体での公開を可能としている現状が判明したため、今回、改正の要因でございます。

具体的には、タブレット端末に表示しました議案書の5ページの下、こちらは公開の実施、第10条でございますが、次のページ、同条第2号をご覧いただきたいと存じます。

電磁的記録の部分でございまして、こちらにただし書を入れさせていただいております。その中で、「実施機関が別に定める方法により実施することができる。」、電磁的記録媒体により、別に定める方法により実施することができるというふうに改正をさせていただきます。

そして、別に定める方法といたしまして、すみません、画面が変わりますが、規則のほうに委任をさせております。

具体的には、羽生市長が管理する情報の公開に関する規則の一部改正の中で、別に定める方法として、第6条の2に規則委任をしております。具体的に、第2号、こちらが規則委任させた先の規定でございまして、こちらに、電磁的記録媒体に複写物の交付を可能とするという規定に改めさせていただくものでございます。

また、今回の一部改正の機会に合わせまして、国の法律の規定に沿いまして、字句等の修正も併せて行なっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。討論、大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○斎藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時33分 休 憩

午前 9時33分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

議案第75号のうち、総務課所管部分について、総務課長に説明を求めます。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 引き続き、議案第75号につきまして、ご審査をお願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務課所管部分について説明申し上げます。

タブレット端末に表示しました【別冊4】令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の9ページの上段、文書広報一般経費をご覧いただきたいと存じます。

本案は、本年10月1日に行われました郵便料金の増額改定に伴い、不足が見込まれる郵便料に145万円の増額補正を行おうとするものでございます。

今回の郵便料金の改定は、平均して30%程度の増額となっております。

○斎藤万紀子委員長 すみません、一旦休憩いたします。

午前 9時35分 休 憩

午前 9時37分 開 議

○斎藤万紀子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明のほう、よろしくお願いいたします。

○佐藤康夫総務課長 今回は、郵便料の不足が見込まれるということで、145万円の増額補正を行うものでございます。

過去3年間の発送実績を基礎としまして、今後必要となる郵便料を予測いたしました。その額と現状の予算残額を比較しまして、不足するおそれのある金額を145万円と見込み、補正予算として計上させていただきたく、ご審議を賜るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 これは、10月から3月までの6か月。じゃ、同じような状態であれば、来年度はこれの倍というか、300万円近くを予算にプラスするということね。

○斎藤万紀子委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 委員お見込みのとおりでございまして、今回は半年分でございまして、令和7年度の予算は倍に近い数字になってくるものと思われまして。

ただ、同じ、上期と下期できれいに2分の1ではなくて、羽生市の郵便料の発送状況というのは上期に偏って出ています。税の納税通知書とか、上期に偏っておりますので、およそ7対3ということになりますから、上期のほうのウエートが高くなりますので、単純に2倍とはいかないということは補足させていただきます。

以上でございます。

○島村 勉委員 では、約５００万円ということだ、７対３でいけばね。分かりました。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 ９時４３分 休 憩

午前 ９時５３分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

経済環境部長。

○福地光宏経済環境部長 おはようございます。

経済環境部長の福地です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案第７５号 令和６年度羽生市一般会計補正予算（第７号）の審査でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、説明させていただく職員の紹介をさせていただきます。

商工課長の今成です。

○今成義暢商工課長 今成です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福地光宏経済環境部長 それでは、着座にて説明させていただきます。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第７５号のうち、商工課所管部分について、商工課長に説明を求めます。

商工課長。

○今成義暢商工課長 改めまして、おはようございます。

商工課の今成でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座で説明をさせていただきます。

議案第７５号 令和６年度羽生市一般会計補正予算（第７号）のうち、商工課所管部分につきまして、説明を申し上げます。

お手数でございますが、タブレット端末に表示してあります10ページ、11ページをご覧ください。

第7款商工費でございます。このたび、補正予算として上程します金額は、40万円の増額補正です。

11ページ右側説明欄の下から3つ目の◎、商工振興一般経費にある10節需用費について説明させていただきます。

消耗品費40万円につきましては、特注品の藍染ハンカチ200個の金額となります。

令和7年5月に、秩父ミューズパークで第75回全国植樹祭が開催されます。植樹祭には、天皇皇后両陛下をはじめ、全国各地から多くの招待者が来場されるため、招待者等に配布される記念品の提供について、全国植樹祭埼玉県実行委員会から県内自治体に依頼がございました。市といたしましては、全国植樹祭が埼玉県で開催されるのは66年ぶりということもあり、地場産業である藍染を全国に発信する絶好の機会と捉え、PRの一環として藍染ハンカチを提供したいと考えております。

以上をもちまして、商工課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

野中委員。

○野中一城委員 ちょっと確認させてもらいます。

本会議場で中島議員が質疑をしまして、そのとき部長の答弁の中で、招待者が3,500人いて、羽生市が用意したのが一応200個、ハンカチが200個というんですけれども、招待者がそれだけいて、200個という説明、招待者が3,500人いて200個にした理由というのをちょっと教えてもらいたいと思います。

本来だったら、やっぱり、しっかり羽生市をアピールするならば、もうちょっと多くてもよかったのかなと思ったんですけれども、ちょっとその点、もう一回確認させていただきます。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 200個にした理由について申し上げます。

まず、招待者につきましては、3,500名の予定ですが、最少数量の要件といたしまして、200個という要件がございました。ですので、羽生市としては、最少

数量の２００個ということを考えています。近隣の行田市、加須市とのヒアリングを行なったところ、両市とも今のところ、最少数量の２００個を考えているというのも理由の一つでございます。配布方法なんですけれども、３，５００名に対して一人一人に袋詰めをしまして、全部の自治体が、招待者３，５００名分の記念品を準備出来れば全部そろえば、１人１個ずつに行き渡るんですけれども、３，５００個に満たないというのが多々あるという、毎年植樹祭をやっておりますので、そういった事例からも、数量が少ない中で、どこの市町村、自治体の特産品がいくかは分からないということも事務局から聞きましたので、そういったのも勘案しまして、経費に対しての効果というバランスも考えた上で、羽生市としては最少数量の２００個ということで今回考えています。

以上でございます。

○野中一城委員 分かりました。そういう理由があったと。

○斎藤万紀子委員長 よろしいですか。

○野中一城委員 はい、いいです。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

田口委員。

○田口さとる委員 今回、４０万円で２００個ということの説明あったんですけれども、上限の４０万円というのは、どの自治体でも同じような設定になっているんですかね。それとも、例えば行田市は高い５０万円設定とか、よその自治体だともうちょいあったりとか、そういうのはあるのでしょうか。

もし上限決まっているとしたら、先ほどおっしゃった２００個で、１品２，０００円というのが計算になると思うんですけれども、例えばそこを、４００個にしたら１品１，０００円になったり、そういう自治体とかもあったりするのでしょうかということをちょっとお尋ねします。お願いします。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 金額の件でございますけれども、金額については、最小限の金額ですとか最上限の金額という要件は特にございませんので、各自治体の特産品によって、各自治体の考え方によって、単価、特産品の金額についてはまちまちでございます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 では、今回、個数に関しては最低２００個という要件があるというの

は、先ほどの野中委員からの話でもあったんですけれども、今回の1品2,000円にするというのは、たまたま藍染の今回選んだ製品がその金額で、かつ掛ける200個だったので、40万円になったと。

例えば、行田市さんが何を出すかは、ちょっと私、聞かなかったですけれども、もしかしたら、それよりも高かったり低かったりする可能性はあるという理解でよろしいですか。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 まず、羽生市の2,000円ですけれども、市制施行70周年ということもございまして、羽生市の地場産業の藍染というもの、製品をぜひPRしたいということで、羽生市の特産品は藍染製品でいきたいということを強く訴えまして、藍染のハンカチでいこうと考えております。

金額につきましては、部長の答弁にもありましたけれども、藍染振興協議会というところに参考見積りを頂戴いたしまして、税込み単価が2,000円ということになっております。

参考までに申し上げますと、加須市につきましては、今回の特産品については、こいのぼりの模様の入った手拭いと聞いておりまして、あと行田市につきましては、御墳印といいまして、神社とかに行ったご朱印、あのようなもので、古墳とかを巡ったときにもらえるのが御墳印ということでやっているそうです。

今後、変更もあるかもしれないんですけれども、この間伺ったところでは、そのように行田市、加須市の特産品については伺っております。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 田口委員。

○田口さとる委員 加須市、行田市、それぞれお幾らぐらい。

○斎藤万紀子委員長 商工課長。

○今成義暢商工課長 金額については、加須市の手拭いにつきましては、これが今のところ、想定は500円と伺っています。あと、行田市の御墳印につきましては、単価のほうは300円というふうに伺っております。ただ、今現在の予定ということです。

それで、ハンカチは武州正藍染ですので、職人さんが手で染めたものなので、金額については2,000円、妥当といいますか、適正な価格と思っております。

以上でございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方、いかがでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 藍染ハンカチ200個、非常に少ないんだけど、発注先というのはどうやって決めるんですかね。複数の藍染業者がいると思うんですけども、50個ずつ分けてもらっても非常に困ると思うんですけども、どうなんでしょう。

〔「組合」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 質疑のほうで中島議員がおっしゃっていましたが、一応、商工課長、お願いいたします。

商工課長。

○今成義暢商工課長 藍染振興協議会に今後働きかけまして、納期ですとか、発注個数200個ですとか、そういったことを説明した上で、市内3業者、藍染業者様がございますので、そちらのほうに説明した上で、決定をしていきたいと思っておりますので、それぞれ50個ずつやるとかではなくて、200個をお願いする予定であります。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

午前10時10分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

学校教育部長。

○橋本良典学校教育部長 失礼します。

皆様、こんにちは。

学校教育部長の橋本でございます。

先週は、議案質疑、一般質問では大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、令和6年度一般会計補正予算（第7号）【別冊4】のうち、第10款教育費、小学校費、学校管理費、学校建設費につきましては米花教育総務課長が、保健体育費、学校給食施設費につきましては亀村学校教育課参事兼給食センター所長がご説明申し上げます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第75号のうち、教育総務課所管部分について、教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 教育総務課長の米花でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）、第10款教育費について説明をいたします。

まず、補正予算の概要のほうを申し上げます。

令和7年4月から、羽生東小学校校舎1号館1階に学童保育室が設置されることに伴い、普通教室が不足する見込みであることから、1号館2階にあります多目的室を仕切り、普通教室2教室分を設置することによる工事等となります。

まず、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、学校管理一般経費、12節委託料、小学校再編成によるパソコン移設等業務委託料39万6,000円は、現在、三田ケ谷小、村君小で使用しております教職員パソコンのうち15台を羽生東小学校に移設するために、設定等、必要になる業務に係る経費でございます。

次に、14節工事請負費、無線アクセスポイント設置工事請負費32万5,000円は、今回設置する普通教室2教室のほか、羽生東小学校において教室として使用する部屋に学習用パソコンの無線アクセスポイントを、三田ケ谷小または村君小から移設して設置するために必要となる工事に要する経費となります。

次に、充電保管庫移設工事請負費65万7,000円は、学習用パソコンの充電保管庫を井泉小学校内で移動するほか、三田ケ谷小、村君小で使用していたものを井泉小に移設するために必要となる経費でございます。また、充電保管庫が不足している羽生北小学校にも1台移設するための工事に要する経費となっております。

次に、3目学校建設費、小学校施設建設事業の14節工事請負費、井泉小学校普通教

室設置工事請負費 550 万円は、普通教室 2 教室を設置するため、多目的室に設置する間仕切り壁や黒板の設置工事、児童用ランドセル等を入れるロッカー、教師用戸棚など家具の設置工事、コンセント設置工事等に要する経費となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

島村委員。

○島村 勉委員 建設事業のほうの多目的室、これ、多目的室というのは、普通校舎のちょうど倍ぐらいになるわけですか。

○斎藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 おっしゃるとおり、多目的室は、ちょうど普通教室の 2 つ分の大きさとなっております。長さも幅も、ちょうど 2 個分の大きさとなっております。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 もともと、例えばここが多目的室だったら、ここを仕切ると 2 部屋になるという感じで、ここはないけれども、向こうの部屋なんかは、ここと入口が 2 つあった、そんな感じで最初からやってある。それとも入口は、やっぱり一つだけ。

○斎藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 現在、多目的室は、前方と後方に一つずつ扉がありますが、間仕切りをすることによって、扉の設置までは見込んでいないため、教室の出入口は 1 か所のみという予定になります。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 2 つにした場合は 1 か所ずつということ。1 か所のみというんじゃなく。

○米花竜二教育総務課長 1 か所ずつですね。

○島村 勉委員 分かりました。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

田口委員。

○田口さとり委員 間仕切りをすることで、防音とかに関しては、どのくらい保てるというか、普通の教室の、隣の教室ぐらいには音は響かなかつたり、そういうふうな工法、状況は可能なんでしょうか、お聞きします。

○斎藤万紀子委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長　今回、間仕切り壁を設置するに当たっては、遮音シートを中に入れ込みまして設置をしますので、一定の遮音は確保できると想定しています。ただ、本来の建てつけである鉄筋コンクリートの壁に比べると、若干遮音性は落ちるかなというところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員　ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長　ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員　先ほどの説明で、ドアは、そうすると、一つずつというお話だったんですけども、普通、教室のイメージって、前と後ろにあるイメージで、前と後ろにあることによって、例えば何かあったときに、前で何かあったときには後ろから逃げるとか、後ろで何かあったときには前から逃げるとか、そういうのがいろいろ対応できるのかなと思うんですよ。その2個にしない理由というのは何なんですか。

○斎藤万紀子委員長　教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長　今回、多目的室の工事を実施することが正式に決定した時期と、実際に令和7年度4月から開校しなければならない時期と、工期の関係もでございます。また、業者さんのほうに確認していただいたんですが、壁1か所だけを外して扉を設置できるというのではなく、廊下側の壁の半分以上を工事しないと、そこに扉がつけられないということで、かなり間仕切り壁の設置以上に大規模な工事が必要になってしまいうというところで、今回は、現在の校長等立会いの下、現場を確認していただいて、教室に出入口1か所になることについては、やむを得ないというところで判断したものでございます。

○小林誠弥委員　分かりました。

○斎藤万紀子委員長　ほかに質疑のある方はいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○斎藤万紀子委員長　すみません、よろしいでしょうか。

○田口さとる副委員長　委員長の職務を交代します。斎藤委員。

○斎藤万紀子委員　先ほどの小林委員の質問の追加なんですけれども、今回は、やっぱり工期が間に合わないことも含めて、1か所のみの出入口ということなんですけど、今後、やはり生活をしていく中で、何か不都合があったら、ひょっとしたら2つ、新たな出入

口を造るということも考えているのでしょうか。

○田口さとる副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 実際に運用していく中で、学校運営上支障があると校長等が判断した場合に、相談をいただいて、検討するということになるかと思います。

立会いのときにも話は出たんですけれども、特別教室等においては、そもそも出入口が1か所しかないというのがありますし、あと法令上は、基準等については問題ないというところは確認しておりますので、現在のところは、これでスタートをしたいという状況でございます。

○田口さとる副委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今回の、また出入口のことなんですけれども、あくまで、やはり工期が問題だったということでしょうか。

○田口さとる副委員長 教育総務課長。

○米花竜二教育総務課長 工期及び経費等、総合的に勘案してのことでございます。

○斎藤万紀子委員 分かりました。ありがとうございました。

○田口さとる副委員長 委員長の職務をお返しします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほう、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前10時19分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号のうち、学校教育課所管部分について、学校教育課参事に説明を求めます。

学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 学校教育課参事兼学校給食センター所長の亀村です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、令和6年度一般会計補正予算（第7号）のうち、学校給食センター所管部分を説明させていただきます。

補正予算書【別冊4】、12ページ、13ページになります。

学校給食施設一般経費285万円についてご説明いたします。

10節需用費、賄材料費285万円につきましては、米不足等による米価高騰の影響により、令和6年度11月から3月分までの学校給食用米穀価格が値上げになることから、給食の質・量を維持することを目的とし、11月1日以降の米飯実施回数58回分、そして、中学3年生につきましては51回分を、増額の補正予算として計上するものです。

以上、説明を終わります。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

田口委員。

○田口さとる委員 今回、米の高騰というのを一番反映しているという話ではあるんですが、昨今、物価高がすごくあると思います。特に米に限らず油とか、普通に物の値段がたくさん上がっているということで、いろいろご苦労されていると思うんですが、そういった部分に関しては、補正では反映せずに、何とか予算内でうまく回っているものなんでしょうか。それとも、今後もまた、こういった補正で上がってくるものなんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○斎藤万紀子委員長 学校教育課参事。

○亀村陽子学校教育課参事 米以外の材料費等の値上げということですが、物価高騰分としましては、当初予算で、消費者物価指数や使用食材の単価高騰分を見込みまして、上乘せをしております。ですので、今後、市場価格の動向というのは注視する必要がありますが、予算の範囲内で対応することが可能ということで判断しております。

以上です。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 10 時 23 分 休 憩

午前 10 時 35 分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 皆さん、改めまして、こんにちは。

企画財務部長の島村でございます。

先週までの本会議におきましては、大変お世話になりまして、ありがとうございました。引き続き、本委員会での審査のほど、よろしくお願いしたいと思います。

本委員会で審査いただきますのは、議案第 75 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、企画財務部所管部分の 1 議案でございます。慎重審査いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

本日、議案説明のため出席している課長を紹介させていただきます。

財政課長の佐藤です。

○佐藤将史財政課長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○島村信久企画財務部長 以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第 75 号のうち、財政課所管部分について、歳入及び第 3 表地方債の補正を併せて、財政課長に説明を求めます。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

議案第 75 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 7 号）の歳入のうち、財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

【別冊 4】補正予算書の 6、7 ページをご覧くださいいております。

歳入のうち、市債を除く特定財源となる第 14 款国庫支出金、第 15 款県支出金、第 18 款繰入金につきましては、都市民生委員会において、各担当課長が説明させていた

だいておりますので、私のほうからは、第19款繰越金、第21款市債につきましてご説明させていただきます。

まず、第19款繰越金1億2,806万3,000円は、前年度決算において生じた繰越金を特定財源の充当差額分に繰り入れるものでございます。

次に、第21款市債490万円は、歳出予算に計上した井泉小学校普通教室設置工事請負費550万円について、交付税措置のある公共施設等の集約化・複合化を対象とする小学校債を新たに計上するものでございます。

続きまして、4ページに移らせていただきます。

第3表地方債補正につきましてご説明させていただきます。

地方債補正につきましては、先ほどご説明させていただきました市債の歳入補正と同様の理由により、井泉小学校普通教室設置事業債を490万円追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

質疑のほう、いかがでしょうか。質疑のほう、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○斎藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 42 分 休 憩

午前 10 時 45 分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

生涯学習部長。

○新井和典生涯学習部長 皆様、おはようございます。

生涯学習部長の新井でございます。

本日は、議案第 85 号 羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の審査で、皆様方にはお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案説明のため出席している職員を紹介いたします。

スポーツ振興課長の根岸でございます。

○根岸 剛スポーツ振興課長 根岸です。よろしくお願いいたします。

○新井和典生涯学習部長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、議案第 85 号 羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

スポーツ振興課長に説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 改めまして、よろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第 85 号 羽生市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の 23 ページになります。

今回の改正は、井泉小学校、三田ケ谷小学校、村君小学校の再編成により、令和 7 年 4 月に羽生東小学校を開校することに伴い、関連する小学校体育施設の廃止及び新設に係る所要の整備等を行うため、案文のとおり改めようとするものです。

なお、主な改正点の内容につきましては、別表内の施設名の改正のみであり、他は文

言の整理になります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 では、ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

島村委員。

○島村 勉委員 これ、文言なんだけれども、「使用許可」が「使用の許可」と、どう違うのか。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 こちらにつきましては、総務課にアドバイスをいただいた部分でございまして、いわゆる例規上の言い方は、「使用許可」ではなくて「使用の許可」が合っているということで、今回のタイミングで、改正をさせていただいています。

○斎藤万紀子委員長 島村委員。

○島村 勉委員 それはだから、今まで間違っていたの。そうではなくて、今度はそういうふうな取り扱いになるの。今までは間違っていたのか。

○斎藤万紀子委員長 スポーツ振興課長。

○根岸 剛スポーツ振興課長 例規の表現的には好ましくないものを、この改正のタイミングで、きちっとしたものに合わせるということで改正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○斎藤万紀子委員長 ほかに質疑のほうはいかがでしょう。

質疑のほうはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤万紀子委員長 では、討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○斎藤万紀子委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前１０時５０分 休 憩

午前１１時２３分 開 議

○斎藤万紀子委員長 では、休憩を終えまして、会議を開きたいと思います。

以上で、本委員会への付託事件の審議は全部終了いたしました。

この際、申し上げます。付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

では、これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時２４分 閉 会